

平成31年度魚沼更生福祉会事業計画

I 魚沼更生福祉会

1 基本計画

平成はあとわずかで終わるが、障害福祉にとって、平成という時代は大きな変革期だったといえようかと思う。

制度では、措置制度が抜本的に見直され、平成15年の支援費制度を経て18年に自立支援法が施行、24年には障害者総合支援法が成立した。

また、平成24年に障害者虐待防止法が施行され、翌年には障害者差別解消法が制定されるなど、障害者の権利擁護が進展した。

当法人は、昭和51年に設立され、六花園が開所したのは翌年52年だが、これら諸制度の理念や時代の要請に応えるべく、平成時代を通して魚沼地域の相談支援体制を構築し、各地に通所事業所やグループホームを整備、運営し、障害者の社会参加の機会や地域生活の実現に向けた支援を展開してきた。

元号が変わる今年度は、利用者ニーズへの支援力をより一層高め、自立支援を強化する。具体的には、昨年4月に改正障害者総合支援法と改正障害者雇用促進法が施行され、障害福祉サービス報酬改定で、就労支援の実績に応じた報酬体系が導入された。これらを踏まえ、通所事業所において改正支援法による新サービスである、一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う「就労定着支援」を開始して就労支援の強化を図る。

また、今回の報酬改定では、作業工賃に応じた報酬単価が設定された。この問題については、利用者の重度化や高齢化が進んでいる状況や企業の景気動向などに左右される状況にあるが、利用者が障害年金と工賃を合わせてより豊かな地域生活が送られるよう、作業内容の拡充や支援の質の向上に努めて行かなければならない。

昨年度は平成28年度から32年度までの経営計画である「新第2期中期経営計画」の中間年度だった。このため、法人の主任級職員を中心に構成した業務検討会議を開催し、計画の達成度を検証、評価するとともに、終了年度までの取組みを単に目標の達成という視点ではなく、策定以降の障害福祉施策の動向や障害者福祉計画などを踏まえて、取組むべき方向性を提言としてまとめた。計画後半の2年間はこの提言をもとに達成に向け取り組んでいく。

この中期経営計画に記載された施設整備計画については、またたびの家と家に併設したグループホームまたたび寮を守門地区内に移設新築することとしている。この計画の推進にあたり、昨年地域住民や地域機関・団体などからなる施設整備検討委員会を設置し、移転地の選定や施設規模、機能、作業内容、地域貢献活動などについて協議を重ねた。また、地域で活動する関係団体などとも意見交換を行い、地域の意見や要望を聴取してきた。

今年度も、引き続き地域の意見や要望を聞きながら、地域住民から理解を得られるように努め、計画を着実に推進する。

また、この経営計画には、法人本部強化の一環として、事業所事務の一元化の検討が明記されており、平成29年度からまたたびの家とわかあゆ社の事務を本部職員が行うことで試

行してきた。

今年度は、この試行結果を踏まえながら、他事業所についても事務の集約化の検討を進めることとする。

2 事業方針

(1) 新規事業等の取組

通所事業所である湯之谷工芸、ひろかみ工芸、そしてわかあゆ社において、一般就労に移行した人の就労支援を図るため、就労定着支援を実施する。

併せて、湯之谷工芸とひろかみ工芸が行う就労移行支援、及びわかあゆ社が行う就労継続支援B型を利用者の実態に合わせた定員とし、一般就労への移行の促進と就労後の定着に向けた支援の強化に取り組む。

(2) 障害のある人のニーズに即した良質なサービスの提供

- ① 利用者の強みや障害特性、仕事の適正などを的確に把握し、本人が望む生活が実現できるよう支援の質を高め、良質で効果的なサービスを提供する。
- ② 各事業所が、専門性を向上させ、事業の目的に即した専門機能を発揮して、障害者の自立と社会参加を促進する。
- ③ 支援にあたっては、市町や相談支援センターなど関係機関との密接な連携に努める。
- ④ 障害者虐待を防止するため、利用者の人権尊重、権利擁護、法及び関係通知、虐待防止マニュアル等の遵守、研修などにより職員の意識啓発を促すとともに、各事業所において定期的なセルフチェックの実施や虐待防止委員会、さらに事業所横断のサービス向上委員会を計画的に開催する。
- ⑤ 防犯訓練を実施するなど各事業所の防犯対策を強化し、利用者の安全と安心を保障する。

(3) 法人運営の強化

- ① 事業所事務の集約化を検討し、法人本部体制の強化を推進する。
- ② 経営組織のガバナンスの強化に努め、定款や現況報告書、役員報酬基準等を公開するなど透明性を確保し、地域社会から信頼される事業運営を進める。
- ③ ホームページを活用した情報発信や公開を積極的に行う。

(4) 法人サービス事業の充実・強化

- ① 事業所間の連携をさらに推進し、事業の活性化を図る。
- ② 人的、財政的充実を背景に、業務運営の充実・強化を図る。
- ③ 法人内の各種会議を活性化させ、会議成果をもとに新たな事業展開を進める。
- ④ 魚沼地域における地域生活支援拠点等の整備のあり方を検討し、自立支援協議会と連動した協議を進める。
- ⑤ 地域の状況に応じた公益的な取組を検討し、地域社会に積極的に貢献する。
- ⑥ 研修体系を強化し、法人全体として階層別、課題別、新採用職員などの研修を充実させるとともに、現場におけるOJTを重視し、人材育成に取り組む。

(5) 平成31年度施設整備事業の推進

またたびの家と家に併設したグループホームまたたび寮の整備計画を進める。

Ⅱ 六 花 園

1 基本方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の状態やニーズに基づく適切な個別支援計画により、利用者主体の支援を徹底する。また、高齢化が進む状況にあつて体調管理や健康状態の把握に努め、心身機能の低下や各種疾病などに細心の注意を払い、的確、迅速に医療機関に受診するなど重症化を防止し、生命と心身機能の保持に努める。また、加齢に伴う事故を未然に防止する。

年間計画には、季節感のある多様な行事や買い物などの外出を取り入れ、生活にメリハリと豊かさを盛り込む。また、日中の活動は、利用者が生きがいややりがいの持てる内容を工夫し、高齢利用者には体力や心身機能の維持を重視したゆとりのある日課を整える。

グループホームの運営では、入居者個々の適切な支援計画に基づき、サービス管理責任者を中心に生活支援員や世話人が自立した地域生活を継続できるようきめ細かな支援にあたり、日中活動の場である就労企業や通所事業所とも連携を取りながら適切に支援する。

また、夜間支援員を全グループホームに配置することにより、入居者の安全をより高め、地域住民からも安心が得られる支援体制を構築する。

なお、グループホーム事業は、六花園による支援のみではなく、法人全体のものとして各事業所及び職員の共通理解を図りながら、より充実した運営に取り組む。

2 重点事項

(1) 「生活介護」及び「施設入所支援」の支援の充実

- ① 日中活動や支援プログラムは、利用者の実態を踏まえ継続的改善を進め、音楽療法（ミュージックケア）の技術向上と定着を図る。
- ② 加齢に伴う事故を防止するため、高齢者支援に関わる研修を実施し、職員の介護知識・技術の習得と予防力の向上に努める。
また、並行して作業班別にプログラムした介護予防体操に取り組む。
- ③ 在宅障害者のニーズに応えられるよう地域への周知を図るとともに、送迎サービスの利便性を向上させるなど利用しやすい支援内容を考慮し、利用の拡大を図る。
- ④ 緊急時の利用を迅速に行えるよう、短期入所（ショートステイ）の受入れ体制を常時整える。

(2) グループホームの適正運営の確保

- ① 管理者、サービス管理責任者、生活支援員、世話人、夜間支援員で構成する職員が連携を図り、組織的で有機的な運営を推進する。
- ② 支援計画に基づき、職員間で連絡を取り合い情報を共有し安定した居住生活が営まれるよう支援する。
- ③ 就労企業、通所事業所、市町担当部署、相談支援センターなど関係機関と連携を密にし、24時間切れ目のない支援体制を堅持する。
- ④ 緊急時等に地域生活の継続を支援するため、「やまのて」に併設した短期入所の受入れを積極的に行う。
- ⑤ 地域自治会が開催する各種行事などに参加し、地域住民との交流を通して地域住民の理解を深めるとともに、地域の一員としての意識を醸成する。

- ⑥ 寮費、預かり金管理等会計処理の適正化を堅持する。
- (3) 高齢及び健康不安を抱える利用者への対応
- ① 医療機関との連携の確保、強化を図る。
 - ② 高齢利用者及び医療ニーズの高い利用者の心身状態の把握と健康管理に努める。
 - ③ 夜間休日等に緊急事案が発生した際に早急に対応策を検討する緊急対策検討会を設置して安全な支援が安心した環境で行えるようにする。
 - ④ 病院退院時の利用者受け入れを円滑に行えるよう、その都度退院時カンファレンスを実施して職員間で情報を共有する。
 - ⑤ 家族に適宜生活の様子や心身状態などを伝え、家族の理解と協力を得ながら適切な支援に努める。
- (4) 安全対策の強化
- ① 六花園、グループホーム内外及び移動時など施設外活動中の事故防止に努める。
 - ② 施設の危険箇所を随時点検、把握し、事故や火災の未然防止に努める。また、防災訓練を定期的実施し、適切な対応行動を取り状況に応じた避難ができるよう対処能力を高める。
 - ③ 不審者対応マニュアルに基づく訓練を、警察署の協力を得て実施するなど防犯対策を強化し、利用者が安心・安全に生活を送られるよう努める。
 - ④ 障害者虐待の防止を徹底するため、定期的に職員全員によるセルフチェックや小グループによる話し合いを実施し、その結果を虐待防止委員会において評価、検証し、職員間で共有する。
 - ⑤ リスクマネジメント、ヒヤリ・ハットについて、その都度検証を行い、再発防止に努める。
- (5) 職員の資質向上
- ① 倫理綱領を基本に、職員行動規範を徹底する。
 - ② 専門的知識や技術を習得し専門性を向上させるため、各種研修会に職員を積極的に派遣し、その成果を職員間で共有する。
 - ③ 高齢者介護の知識や技術を習得する研修会を開催し、職員の支援能力の向上に努める。
 - ④ 自主学習できる環境を整え、各種資格取得を奨励する。
- (6) 地域貢献の取組
- ① 学生の施設実習を積極的に受入れ、福祉人材の育成に寄与する。
 - ② ボランティアの開拓を進めて積極的に受入れ、知的障害への理解と交流を促進する。
 - ③ 地域で行われる折々の行事や即売会などに参加し、地域交流に努める。
 - ④ グループホームは、立地する町内会との連携協力を確保する。
- (7) 家族との連携と協働
- ① 利用者家族に利用者や施設の状況を適宜適切に伝え、また今日的な福祉の動向など有益な情報を提供し、連携、協働した支援に努める。
 - ② 保護者間の親睦や懇親、研修など、家族会活動を支援する。
 - ③ 家族向け広報紙「ひろば」を定期発行する。

Ⅲ かけはし

1 基本方針

在宅の障害児者とその家族の地域における生活を支援するため、当該利用者の身体状況及び環境等に応じて、適切な障害福祉サービス等が効果的かつ適正に提供される必要がある。このため、信頼される事業所、利用しやすい事業所、サービスの質の向上を追求し、サービス提供体制や支援内容の充実に努める。

2 重点目標

(1) 相談支援事業の充実

- ① 新潟県委託による障害者地域生活支援センター事業は、魚沼圏域療育支援部会の事務局運営と検討協議の場や研修機会の提供を行い、障害児等に身近な地域で早期療育支援が行き届くような体制整備や関係機関とのネットワークの強化を図り、地域資源の開発やシステムの整備を進める。また、療育・発達障害児者等関係支援者の支援スキルアップ、相談支援従事者の技術向上及び魚沼圏域内の相談支援体制の充実に努める。
- ② 魚沼市委託による障害者相談支援事業は、障害児者等の生活上の相談窓口を設置し助言や支援を行い、計画相談支援等と合わせた一体的な相談支援を提供する。その上で、利用者のニーズに応じた福祉サービスの改善や開発に結び付けるため、自立支援協議会に個別ケア会議から抽出・集約した地域の課題を提示する。また、平成32年度までに設置が義務付けられている基幹相談支援センターの地域生活支援に関する情報提供、障害理解のための啓発、権利擁護や虐待防止の取り組みを実施する。
- ③ 計画相談支援は、サービス等利用計画の作成により、利用者ニーズに基づいたサービス提供を受けられるよう質の高い支援の提供を行う。障害児相談支援については教育機関等との連携を密にして児童の成長に合わせ、きめ細やかな支援を提供する。また地域相談支援は、障害者支援施設、精神科病院等と連携を密にして適切な支援を実施する。
- ④ 魚沼市自立支援協議会の運営は、魚沼市障害者計画等に基づき地域の実情に応じた体制整備について専門部会を活用し魚沼市及び関係機関等と連携のうえ協議を行う。平成31年度は地域生活支援拠点等整備を中心とした協議検討を重点的に行う。

(2) 居宅介護等事業

- ① 居宅介護事業は、在宅障害者のニーズに速やかに対応するために、有資格職員の確保と育成に努める。
- ② 強度行動障害支援者養成研修と同行援護従事者養成研修を計画的に受講させ、サービス提供体制強化を図る。

(3) 障害児通所支援事業

- ① 児童の個別支援に重点を置き、障害特性や発達段階に応じた発達支援の提供を行う。
- ② 社会体験をする機会を提供し社会生活に必要な経験の幅を広げる支援を提供する。
- ③ 利用児童のニーズを的確に把握し、家族、学校等他の関係機関との連携と情報共有に努め、個々の特性に合わせた個別支援計画を作成しサービスを提供する。
- ④ 児童の発達過程や障害種別、障害特性及び保護者支援のための研修機会に積極的に参加し職員の支援や育みに関するスキルの向上を図る。

(4) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は各自治体が事業主体であり、移動支援事業、地域活動支援センター事業を、かけはしが受託実施している。

- ① 地域活動支援センターについては、魚沼市の委託事業としてⅠ型（わかばハウス）Ⅱ型（ひだまり）2つのサービスを提供する。Ⅰ型事業は、社会参加促進事業（ミニデイケア、倶楽部またたび）を引き続き魚沼市委託事業として実施し、自宅に閉じこもりがちで対人交流が苦手な方を対象に、対人交流や社会生活力の向上を図る機会の提供を行う。Ⅱ型事業は、自主製品の作成販売や社会見学を活用し、利用者の地域交流や社会体験の機会を広げる。
- ② 長岡市（川口地域）の精神障害者デイサービス事業は、受託事業として引き続き実施し、川口地域の利用者の交流の場を週2回提供する。

(5) 公益事業の推進

- ① 福祉有償運送事業は、魚沼市及び南魚沼市の「福祉有償運送運営協議会」の合意により、登録者の運送サービスを実施している。障害者の地域生活には欠くことのできない事業であり、また地域貢献の観点からも継続して実施する。
- ② サービスの実施に当たっては、交通事故防止や送迎中の利用者の安全確保に努める。
- ③ 安全運転や運行管理、利用者の障害特性に関する研修を開催し知識と技術の向上を図る。

(6) 障害特性に対応した支援のスキルアップ

- ① 利用者の多様な障害特性に対応するため、研修機会に職員を積極的に参加させ、サービスの質の向上を図る。
- ② 平成31年度は、事業所内全職員を対象とした、強度行動障害支援の基礎知識に関する事業所内研修を年度を通して実施しサービスの向上を図る。

(7) リスクマネジメントの強化

- ① 事故報告書及びヒヤリ・ハット報告書から原因を分析し、再発防止対策の検討を行い職員への周知によりサービス提供中の事故の未然防止に努める。
- ② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応し業務の改善に結びつける。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ④ 虐待防止に関する規程を遵守し、利用者の権利擁護の観点に立ち、職員の意識を高めサービスの質の向上に努める。
- ⑤ 非常災害、防犯対応については、利用者の安全確保のためにマニュアルを作成し、状況に応じて適切に対処する。

(8) 職員の資質向上

- ① 倫理綱領、職員行動規範及び法令遵守の徹底を図る。
- ② 各種研修会へ積極的に職員を派遣し、より質の高いサービスを提供するための専門的知識・技術を習得すると共に、その共有化を図る。
- ③ 自主研修により業務遂行に必要な資格取得を奨励する。

VI 堀之内工芸

1 基本方針

昨年度は法改正や報酬改定に伴う新たな課題も浮上してきており、今後の事業所内及び地域の生活・福祉課題等を見据えた対応が必要である。平成31年度は当法人の経営方針、新第2期中期経営計画を踏まえ、利用者の重度・高齢化、工賃向上、地域貢献等様々なテーマについて、下記の基本方針に基づき施設運営に取り組んでいくこととする。

- 地域の就労系事業所としての役割を念頭に、開かれた施設運営に努めること。
- 施設の設備・備品等適正に管理し、事業の充実・安定化に努めること。
- 事務一元化に向けて、業務・支援体制の見直しを図ること。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 作業の効率化及び生産性を上げることにより、工賃の向上を目指す。
- ② 作業の安定化と継続性が可能となるよう、利用者の育成や環境調整を行う。
- ③ 職場開拓は関係機関とも連携し、就労機会の提供に向けた支援を行なう。

(2) 生活介護

- ① 障害特性に配慮し、安全性が確保されるよう支援体制の充実を図る。
- ② 本人の興味・関心を踏まえ、自立に向けた社会参加の機会を設ける。
- ③ 支援計画に基づいた個別対応のプログラム化の充実

(3) 生活支援

- ① 地域生活の継続に必要なサービスの提供と社会資源の活用を促す。
- ② 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。
- ③ 共生型サービスについて、継続して調査・研究を行なう。

(4) 地域福祉の推進

- ① ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れ、人材の育成に努める。
- ② 地元行事の参加や住民との関係性を深め、ニーズに基づいた交流・活性化に努める。
- ③ 地域貢献活動について内容、方法等を検討し取り組むこと。

(5) サービスの質の向上

- ① 精神障害・高齢者の対応スキルの習得と学習会（自閉・行動障害）を実施する。
- ② 業務内容の明確化と標準化に努め支援の共通認識を図る。
- ③ サービスの自己評価を行ない、支援の向上に結びつける。

(6) 危機管理について

- ① 事故報告、ヒヤリ・ハット及びマニュアルの改正により、安心・安全な施設運営を図る。
- ② 苦情・意見の出しやすい環境づくりに努め、迅速に対応する。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、個人情報の取り扱いには十分注意を払うこと。
- ④ 施設設備、備品等は定期点検を実施し、安全管理に努める。

(7) 家族会

- ① 施設運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- ② 情報提供・開示及び研修を通じ、福祉制度の理解と家族会の活動を支援する。

V 湯之谷工芸

1 基本方針

平成30年度報酬改定に伴う減収を最小限に留めるため、今年度も就労支援事業所として利用者にとってより利用しやすい働きを提供していき、利用率向上に繋がられるよう職員の意識を高めていく。

また、利用者に安定した作業を提供できるように作業内容の検討、利用者・職員の配置等を再検討していく。作業環境を整えることで仕事への意欲と社会自立を促進させるように支援を行っていきたい。

なお、就労移行支援については、現在の利用者ニーズに合うように平成31年度から定員を6人に減員し、より質の高い支援を行っていく。

また、一般就労した利用者支援は、関係機関と連絡調整を図りながら実施してきたが、平成30年度から就労定着支援が新たに始まり、当事業所も今年度中に事業を開始して就労者が職場に定着できるように生活面も含めて支援をしていく。

施設整備については、平成30年度に作業室、食堂、事務室の照明をLEDに交換を実施した。平成31年度の予定としては、エアコンの更新、トイレの改修及びLED交換の追加分等を行っていきたい。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ① 生産活動を通じて、就労に向けての意識付けや訓練を行っていく。
- ② 個別支援計画の作成、定期的なモニタリングの実施・検証をして、就労に繋げるように支援を行っていく。
- ③ ハローワーク等関係機関との連携を図り、企業等の情報を収集し提供する。
- ④ 障害者が地域の中で、就労移行支援事業所利用の選択肢を広げられるように、各関係機関との連携を図り、現在の就労移行支援事業を継続していくよう努める。

(2) 就労継続支援B型

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに自主製品班の作業内容を再検討し、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 食堂経営について、継続して検討を行っていき工賃収入の増額に繋げていく。

(3) 就労定着支援

- ① 一般就労後、職場定着に繋がるよう利用者との相談を通じて生活面、精神面等の課題把握に努めるとともに、企業や関係機関との連携を図り課題解決に必要な支援を行う。

(4) 生活支援

- ① 家族や関係機関との連携を図り、利用者にとってより良いサービスの提供ができるように努めていく。
- ② 嘱託医や家族との連携を密にして利用者の健康管理に努める。

(5) 地域福祉の推進

- ① 地域交流の場を設けたり、行事等で積極的に地域へ出て行ったりすることで地域の方々に障害者を理解してもらえよう努める。

- ② 教育実習及びボランティア等の受け入れを通して、地域との関わりを持っていく。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。

(6) サービスの質の向上

- ① 利用者、家族の希望に添った支援ができるように職員全体で検討し、支援を行っていく。
- ② 職員自身が自己評価を行い、より良いサービスに努める。また、研修会等に積極的に参加し専門知識や技術を習得する。
- ③ 職員行動規範に基づき、利用者の人権を尊重し、安心して安全な生活ができるようサービスの向上に努める。

(7) 危機管理

- ① 防災訓練等を実施し、危機管理に努める。また、事故報告書、ヒヤリ・ハット等の報告書による原因分析を職員間で行い、再発防止に努める。
- ② 苦情等出しやすい環境づくりに努め、迅速かつ誠実に対応し業務の改善に結びつける。
- ③ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ④ 虐待防止に関する規程を遵守し利用者的人格・尊厳を尊重した支援に努める。
- ⑤ 送迎時の交通事故防止及び事業所内での施錠・火気等安全点検に心がける。

(8) 家族会

- ① 事業所の運営状況等を積極的に情報開示し、運営への参画促進を図る。
- ② 研修等の機会を設け、福祉の動向や制度等の理解を深める。

VIひろかみ工芸

1 基本方針

平成30年度報酬改定により、提供する福祉サービスの質による事業所評価、また就労及び工賃実績に応じた成果主義により事業運営へ大きな影響を及ぼしている。そのため、利用者ニーズへの対応と安定的な事業運営を図ることを目的に各事業の定員変更を行い、より質が高く柔軟性のあるサービス提供を行う。また、一般就労に移行した利用者の生活上の課題や要望に素早く対応できるように「就労定着支援」への取り組みを行う。尚、障害者総合支援法など福祉事業を取り巻く制度改正等について、知見を広げいち早く対応していく。

また、利用者の豊かな生活や地域移行が実現するようアセスメントを通じ「就職者数の増」「工賃向上」に力を注ぐ。併せて公益的な取り組みについても積極的に検討していく。

魚沼市指定管理者申請に於いて引き続き指定管理者となった。今後も地域ニーズに沿った福祉サービスの拠点として法人の理念に沿った運営を行う。

2 重点目標

(1) 就労移行支援

- ① 関係機関と連携し企業開拓に努めるとともに、施設外支援等を積極的に実施する。
- ② 定員を減員し、平成32年度から湯之谷工芸の就労移行支援との統合を目指す。
- ③ 年間就労支援プログラム、障害者就労アセスメントシートを作成・活用、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れ就労実績に結び付ける。

(2) 就労継続支援B型

- ① 生産活動を通じ、働くことへの意欲・意識向上に努める。
- ② 作業効率化を図り、生産性を向上させ、更なる所得向上をめざす。
- ③ 新たな企業開拓を進めるとともに、自主製品の開発を積極的に行う。

(3) 就労定着支援

- ① 利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれぞれに伴う課題解決に向け必要となる支援を行う。
- ② 一般就労後、職場定着につながるよう疾患等のある利用者については、医療機関との連携を重視し、利用者自身が体調管理等を確実にできるよう支援をする。

(4) 生活支援

- ① 家庭や関係機関と連携し、本人の意向に沿った自立した生活が送れるよう支援する。
- ② 定期検診による疾病等の早期発見及び感染症の予防に万全を期す。

(5) 地域福祉の推進

- ① 地域の関係機関等と連携し、ボランティアの育成や教育実習等を積極的に受け入れる。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることにより地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(6) サービスの質の向上

- ① 職員研修の充実と業務に必要な資格取得に向け環境整備に努める。
- ② サービス利用計画と個別支援計画との整合性や連携に留意する。
- ③ 良質なサービスを提供するため、サービス評価に積極的に取り組み業務内容の明確化と標準化に努める。
- ④ 虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会にて職員のセルフチェックを行い、問題点を明確にし、改善につなげる。

(7) 危機管理について

- ① ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 解決については、苦情・意見の出しやすい環境づくりに努めると共に、迅速に対応し、業務の改善に結びつける。
- ③ 障害者虐待防止法及び障害者差別解消法、職員行動規範等に基づき、利用者の権利・人権を尊重し福祉サービスの向上に向け事業所全体で努力する。
- ④ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

(8) 家族会

- ① 事業所運営への参画を促し、事業所と家族会との相互関係の活性化を図る。
- ② 情報提供・開示及び研修を通じ、事業及び福祉制度の理解を深める。

VIIまたたびの家

1 基本方針

建物の老朽化対策として、施設整備計画を最優先課題として取り組む。地域の特色や利用者の高齢化、多様化、作業にうまく関われない方の居場所づくりや地域生活支援拠点として

の整備を含めた施設整備計画の検討を行う。また、併設しているグループホームまたたび寮についても地域住民の理解を得ながら進めていく。

利用者の個性、能力に応じた個別支援計画を作成し、それぞれの社会自立を促進するよう支援を行っていく。また、本人や家族の尊厳を重視しながら、地域福祉の向上に努める。

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ① 受託作業の継続的安定化を図るとともに、生産性の向上及び工賃収入の増額を目指す。
- ② 生産活動を通じ、利用者個々の特性に合わせた、働くことへの意識付けを図る。
- ③ 利用者が携われる自主製品の開拓を行い、工賃の向上に努める。

(2) 生活支援

- ① 家庭や関係機関と連携し、より良いサービスの提供に努める。
- ② 顧問医や家族と連携し、利用者の健康管理に努める。

(3) 地域福祉の推進

- ① 教育実習及びボランティア等を積極的に受け入れ、地域との関わりを持っていく。
- ② 将来的に就労を目指している利用者のため、より就労を意識した取り組みが必要となる。関係機関との情報交換や事業所内での作業を含めた就労支援を希望者のニーズに応えながら支援する。
- ③ 特別支援学校からの実習生を積極的に受け入れ、将来的な利用に繋がるよう努める。
- ④ ふれあいショップまたたびを活用して、地域との関わりを持っていく。地域の拠点づくりの場として地域の各団体や関係機関と協力し、地域の活性化に繋がるよう努める。
- ⑤ 地域の行事や法人内事業所行事等に積極的に参加し、地域との交流に努める。

(4) サービスの質の向上

- ① 職員行動規範・障害者虐待防止法等に基づき、利用者の権利等を尊重したサービスの向上に努める。
- ② 専門知識や技術の習得に努め、専門職員としての資質の向上に努める。
- ③ 自主研修等により、業務遂行に必要な知識や資格取得に向け環境を整える。

(5) 危機管理について

- ① ヒヤリ・ハット事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ② 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。
- ③ 利用者の行動特性を把握し、その特性に合わせた支援に努め事故防止を図る。

(6) 魚沼市家族会との関わり

- ① 家族会主催の行事や研修等への積極的な参加を図る。又、事業所の活動を紹介し、理解を深めてもらう。

VIII わかあゆ社

1 基本方針

利用者の高齢化や障害の多様化が増えている現状を考慮し、一般就労が困難な利用者には個々のニーズや能力に応じた作業機会を提供し安心して働き過ごせる環境作り、又、障害特

性、個々の能力に合わせた対応、一般就労に必要な社会性、協調性、習慣やマナーが身に付くよう支援を行っていく。又、利用者の所得保障のため効率の良い作業提供を行い工賃水準向上に努めていく。

一般就労に移行した利用者就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、「就労定着支援」への取り組みを行う。

地域の方々との関わりを大切にし、地域イベントに参加地域に貢献していく。

建物の老朽化や利用者ニーズの多様化、事業の方向性を踏まえ施設整備への計画を引き続き行っていく。

平成30年度に退所される方が増えたことにより、平成31年度から定員を25名から20名に変更することとする。（一般就労・高齢化により定員変更）

2 重点目標

(1) 就労継続支援B型

- ①安定した作業の受注と、個々の能力に応じた作業を提供し工賃向上に努める。
- ② 個々の利用者の利用目的、障害特性に配慮した支援を行うことで作業能力、働く意欲を高める支援を行う。
- ③発達障害がある利用者特性に配慮した環境作りに努める。

(2) 就労定着支援

- ① 利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれぞれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
- ② 一般就労後、職場定着につながるよう精神疾患のある利用者については、医療機関との連携を重視、利用者自身が体調管理等きちんとできるよう支援する。

(3) 生活支援

- ① 利用者の健康状態の把握と維持に努める。
- ② 施設や家庭での生活、その他の多様な相談に応じ、必要な支援を行う。
- ③ 自主性を尊重した自治活動等の支援をする。

(4) 地域福祉の推進

- ① 地域交流・奉仕活動などを通して社会参加の支援と普及啓発活動を推進する。
- ② 地域行事への参加や地域資源の活用また施設設備の地域への提供を図ることに
より地域交流に努め、地域活性化の一翼を担う。

(5) サービスの質の向上

- ① 専門知識の向上を図るとともに、人材育成によってチーム力を高める。
- ② 共に歩む姿勢でニーズに合わせた支援と、一般就労に近い環境を整える。
- ③ 自力での通所が困難な利用者へ送迎サービスを実施する。
- ④ 支援者のスキル向上のため定期的な研修や、外部研修等にも積極的に参加する。

(6) 危機管理について

- ① 防災規定に準じて利用者の生命、安全確保に努める。
- ② 「ヒヤリ・ハット」事例や事故報告を集計し、職員間で共有・協議の上マニュアルの整備を行い、安心・安全な事業所運営を図る。
- ③配達業務を行う際には細心の注意を払い運転する。

④ 個人情報取扱規程に基づき、その保護の徹底に努める。

Ⅸ 理事会、評議員会等開催計画

(1) 理事会

平成31年 6月上旬 第1回理事会

平成31年 6月下旬 第2回理事会

平成31年11月上旬 第3回理事会

平成32年 3月上旬 第4回理事会

(2) 評議員会

平成31年 6月下旬 定時評議員会

平成31年11月中旬 第1回臨時評議員会

平成32年 3月中旬 第2回臨時評議員会

(3) 監査会

平成31年6月上旬 (平成30年度事業報告及び法人会計決算監査)